



Research Memorandum

日本版 IFRS9 の導入における ECL 算定 プロセスについての考察

FTRI-RM25

February 2026

宮城知之 山本隼也

【要旨】

本稿は、日本版 IFRS9（企業会計基準公開草案 第 89 号）に基づく予想信用損失（Expected Credit Loss : ECL）モデル導入を念頭に、銀行が ECL を算定するための具体的プロセスを整理し、実務上の論点を検討する。現行の貸倒引当金算定は債務者区分別の過去実績率に依拠する発生損失モデルであり、景気急変時に損失認識が後追いとなる「Too Little, Too Late」問題を内包する。一方、ECL モデルは PD（倒産確率）・LGD（デフォルト時損失率）等を合理的に見積もり、将来予測を織り込んだ信用損失を前倒しで引当計上する点に意義がある。公開草案では IFRS9 を基礎としつつ実務負担に配慮した「簡素化された方法」が提案され、信用リスクの著しい増大判定への内部格付の活用、予想存続期間の債務者区分単位（平均残存期間）による算定、割引率として実効金利に代えて約定金利を用いること等が特徴である。具体例として、デフォルト率を目的変数に GDP 変化率・為替・失業率を説明変数とする PD 推計モデルを簡易的に構築し、複数の経済予測シナリオに基づく PD を発生確率に基づき加重平均して ECL を試算した。各債権のステージ区分により採用する PD の対象期間が異なるため、同一債権であってもステージ 1~3 の ECL は大きく変動し、債務者区分や反証の有無が貸倒引当金額に重大な影響を与えることを確認した。加えて、実効金利の算出、データ整備と適切なグルーピング、バーゼル期待損失（EL）と引当金水準の乖離などの課題を整理し、平時からのリスク管理関連データ整備とモデル高度化の重要性について述べる。

株式会社 日経金融工学研究所

〒103-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 22 番地 テラススクエア 10 階

<http://www.ftri.co.jp/> TEL: 03-6273-7743

1. 金融資産の減損会計開発のステップと適用時期

金融資産の減損をめぐっては、金融危機において顕在化した信用損失の「Too Little, Too Late」問題への対応として、IFRS および US GAAP（米国基準）採用国において予想信用損失（Expected Credit Loss: ECL）モデルが既に導入されている。これを踏まえ、我が国においても国際的な会計基準との整合性を確保する観点から、2019 年以降、金融資産の減損に関する会計基準の開発が本格化してきた。さらに、2025 年 10 月には企業会計基準委員会（ASBJ）より、当該会計基準に関する新たな公開草案¹が公表された。

本会計基準の開発においては、従来対象とされてきた「貸出金」「リース債権」「受取手形」「売掛金」等に加え、「満期保有目的の債権」「貸出コミットメント」「金融保証契約」の 3 項目が新たに対象資産として追加される点が特徴である。また、本会計基準の開発は、以下の 6 つの基本的な開発方針（ステップ）に分けて検討された。

図表 1：開発にあたっての基本的な方針

ステップ	ステップ名	結論
1	IFRS 基準と米国基準のいずれのモデルを開発の基礎とするかの選択	IFRS 会計基準のモデルを開発の基礎とする
2	金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発	国際的な比較可能性の確保重視。国際的な会計基準と遜色ない基準
3	ステップ 2 を採用する金融機関の貸付金以外への適用の検討	現行の金融商品会計基準等における枠組みを維持しつつ IFRS9 の予想信用損失モデルを取り入れる最小限の見直し
4	金融機関に適用される会計基準の開発	IFRS9 を出発点として、適切な引当水準を確保しつつ実務負担に配慮した基準
5	一般事業会社に関する検討	受取手形及び売掛金等、リースにより生じた債権は、IFRS9 の営業債権、契約資産及びリース債権の単純化したアプローチ
6	公開草案の公表	「金融商品に関する会計基準（案）」等の公表（2025 年 10 月 29 日）

当該金融資産の減損に関する新会計基準については、公表から原則適用時期までの期間を概ね 3 年程度とすることが提案されている。したがって、本年中に同基準が公表された場合、2030 年 3 月期または 2031 年 3 月期から適用されると見込まれる。

¹ 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」
https://www.asbj.jp/project/exposure_draft/y2025/2025-1029.html

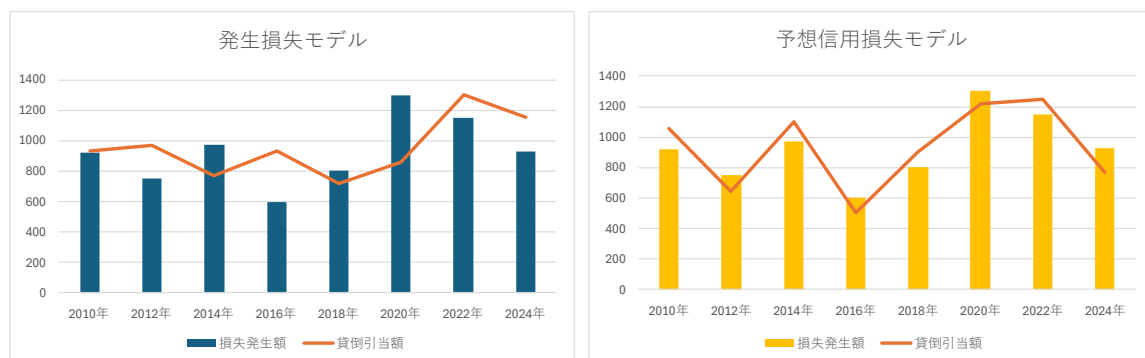
2. 現行の会計基準との主な違いと新基準の目的

現在、金融機関における貸倒引当金の算定は、債務者区別の過去の貸倒実績率に基づいて行われている。具体的には、正常先および要注意先については1年（12か月）相当額を引き当てる一方、要管理先および破綻懸念先に区分される債務者については3年相当額を引き当てるルールとなっている。

この手法は、長期的にみれば金融機関が保有する貸出金等の金融債権について、想定される損失額を貸倒引当金として確保することを可能にする。しかしながら、急激な景況悪化等が生じた場合には、貸倒引当金の計上が損失の顕在化に後追いとなり、多額の引当不足が発生する可能性がある。この点で、当該手法は発生損失（Incurred Loss）モデルの特徴を有する。

これに対し、今回の会計基準改定では予想信用損失（Expected Credit Loss=ECL）モデルを採用する。ECLモデルでは金融機関の貸倒に直結する倒産時のエクスポージャー（Exposure at Default: EAD）、倒産確率（Probability of Default: PD）やデフォルト時損失率（Loss Given Default: LGD）等を合理的に見積もり、貸倒引当金の算定に用いることが想定されている。これにより、貸出金等に係る信用損失が見込まれる場合には、適切な金額の貸倒引当金を事前に計上することが可能となる。

図表 2：発生損失モデルと予想信用損失モデル（例）



損失発生額と貸倒引当金双方の額について直近10年平均などの長期的な観点からみれば、発生損失モデルと予想信用損失モデルのいずれを採用した場合であっても、最終的に認識される信用損失額そのものは基本的に大きく変わらないと考えられる。

しかしながら、予想信用損失モデルを採用する意義は、金融危機の発生時や景気が大きく変動する局面において、予測可能な範囲で適切な水準の貸倒引当金を事前に計上できる点にある。すなわち、信用リスクの変化を損失認識により早期に反映させることにより、貸倒引当金の過度な不足または過大計上を抑制し、財務報告の適切性（情報の有用性）を向上させることが期待される。

一方、今回の会計基準改定においては、図表1のステップ4に示される「IFRS9を出発点として、適切な引当水準を確保しつつ実務負担に配慮した基準」（以下、「簡素化された方法」

という) が提案されている点が特徴の一つである。

当該の簡素化された方法は、実務上の負担が大きいと想定される以下の 4 項目について定められている。

- (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定
- (2) 債権、満期保有目的の債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等の予想存続期間
- (3) 将来予測シナリオ
- (4) 時間価値の考慮

「(4) 時間価値の考慮」に不可欠な実効金利の算定にあたっては、手数料情報と債権情報を紐づける必要がある。しかしながら、当該対応にはシステム改修等が不可欠であり、多額のコストが発生することが予想される。これに対し、簡素化された方法では、実効金利に代えて約定金利を用いて割引計算を行うことが提案されている。

また、簡素化された方法の導入により、多くの銀行が採用している内部格付制度や債務者区分に関する情報、さらには自己資本比率規制等(バーゼル規制)における各種パラメータを、「信用リスクの著しい増大」に関する判定や ECL 算定等に活用できる点は大きな利点である。以上を踏まえると、国際比較に重点を置くメガバンクや国際統一基準採用行、大手地銀等以外の銀行においては、採用の程度、範囲の差はあれ簡素化された方法が採用される可能性が高い。

3. 予想信用損失 (ECL) モデルの考え方と簡素化された方法

先にも述べたが ECL モデルの特徴は対象金融資産の「信用リスクの増大有無」と「将来予測シナリオの活用」および「時間価値の考慮」にある。貸出実行時から決算対象日にかけて、個別の貸出債権について「信用リスクが著しく増大したか否か」、また「信用減損金融資産に該当するか」に応じて、ECL の算定方法および算定対象期間が異なる。

これに対し、簡素化された方法では「信用リスクの著しい増大」に関する判定に際して、金融機関が有する債務者の内部信用格付区分を活用し、正常先を「優良」、「中間」、「要判定」の 3 つの格付に区分し簡易的に判定する手法が認められている。要判定格付とされた債権は原則、信用リスクが著しく増大した債権として取り扱われるが、特定の債務者や債権について債権の発生認識以降に信用リスクの著しい増大が発生していないと反証する場合においても、融資実行時点の信用リスクではなく、前期末時点の信用リスクに関する情報を用いることができるとしている。

図表 3

債権の信用リスク		信用損失算定期間	簡素化された方法に基づく区分	
著しい増大が発生していない		12か月	正常先	優良格付
				中間格付
著しい増大が発生している	反証可能	全期間 (反証した場合は12か月)		要判定格付
			要注意先	
信用減損金融資産	反証不可	全期間	要管理先	
			破綻懸念先	
			実質破綻先	
			破綻先	

さらに、信用損失の算定に用いる PD の決定にあたり、マクロ経済指標や市場データ等、予想信用損失に関連する観察可能なデータの変動を反映することが求められている点も、本公開草案の重要な特徴である。公開草案では、観察可能なデータの例として、以下の 5 項目が示されている。

- (1) 国内総生産 (GDP)
- (2) 失業率
- (3) 不動産価格や商品価格
- (4) 借手の支払状況
- (5) 金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因

また、本公開草案では、信用損失発生の可能性について、最も蓋然性の高い単一シナリオのみを前提とするのではなく、複数の将来予測シナリオを考慮したうえで、それらを確率加重平均した値を用いることが求められている点も特徴である。これについては、実務負担の軽減という観点から、簡素化された方法においては、最も可能性が高い中心的な単一の将来予測シナリオを採用することが認められている。

個別債権に係る ECL の算定方法は、信用リスクの著しい増大の有無に応じてステージ区分ごとに異なる。

まず、信用リスクの著しい増大が生じていないステージ 1 の債権については、債権額から保証額を控除した額に対し、将来予測を織り込んだ 1 年デフォルト確率 (1 年 PD) および LGD を乗じた値を実効金利で割り引いた金額が ECL となる。

次に、信用リスクの著しい増大が生じていると判定されたステージ 2 の債権の ECL は、算定対象が債権の残存期間にわたる信用損失額を実効金利で割り引いた金額 (全期間 ECL) となる。このため、PD については 1 年 PD ではなく、債権ごとの予想存続期間に対応した PD

を用いることとなる。

さらに、信用減損金融資産に該当するステージ3の債権については、ECLは当該金融資産の償却原価と、当該資産のキャッシュ・フロー見積額を実効金利で割り引いた現在価値との差額として算定される。

図表 4：ステージ別 ECL 計算式

ステージ	ECL 計算式
1	(信用リスクの著しい増大なし) $ECL_{1Y} = PD_{1Y} \times LGD_{1Y} \times EAD_{1Y}$ の実効金利による現在価値
2	(信用リスクの著しい増大あり) $ECL_{LT} = \sum_{t=1}^{LT} PD_t \times LGD_t \times EAD_t$ の実効金利による現在価値
3	(信用減損金融資産) 償却原価－将来 CF を実効金利で割り引いた現在価値

1Y=1年(12ヵ月)、 LT=存続期間、 t=1,2,3,...予想存続期間

割引率については原則手数料なども含む実効金利を用いることとなるが、これにも簡素化された方法が定められている。具体的には、ステージ1およびステージ2のECL算定において現在価値を求めるために必要となる割引率について、実効金利に代えて約定金利を用いることが認められている。

また、債権の予想存続期間の算定については、個別の債権の存続期間ではなく、ECLの算定に用いたリスク特性が類似するグループ(債務者区分や地域単位など)、の平均残存期間を用いることができるとされている。

4. 債権単位での ECL 算定に必要な情報(債権/債務者情報および ECL 算定パラメータ)

本稿では、今回の公開草案で定められた方法に基づき、ECLの算定を行う。信用リスクが著しく増大しているか否かの判定については、簡素化された方法を採用する。簡素化された方法では、「債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用して判定する方法を用いることができる」とされている。

実務上も、多くの銀行が「信用リスクの著しい増大有無」の判定に自らの内部信用格付制度をベースに簡素化された手法を活用することが想定されることから、ここでは当該手法によりECLを算定する。加えて、同一の債権についてステージ1~3の区分が異なる場合における差異(算定パラメータおよびECL)についても併せて説明する。

図表 5：融資債権情報

決算年月日	2026年3月31日
貸出区分	事業法人
融資額	10,000,000円
融資実行日	2020年4月1日
返済終了日	2030年3月31日
元利金返済方法	元金均等
金利条件	3%（固定）
融資手数料	100,000円
融資時債務者区分	優良格付
決算期債務者区分	中間格付
担保/保証	2,000,000円
決算期償却原価（簿価）	4,000,000円

ECLを算定するにあたり、債務者および債権の情報以外に以下のようなECL算定用の信用格付別のデフォルト率情報等が必要となる。

図表 6：ECL算定用パラメータ情報

デフォルト確率（PD）	優良格付＝0.5% 中間格付＝1.1% 要判定格付＝2.6% 要注意格付＝15.3% 要管以下＝100%
デフォルト時損失率（LGD）	一律40%

ステージ1に属するECLの算定においては、1年PDを用いる。しかしながら、ECLの算定にあたっては、信用損失が発生する可能性のみならず、信用損失が発生しない可能性についても考慮したうえで、信用損失発生リスク（確率）を反映させることが求められている。したがって、信用力区分別に推計されたPDやLGD²を、そのままECL算定に用いることはできない。

そこで次節では、将来予測シナリオをECLに反映させるためのPD推計モデルの構築方法について説明する。

² LGDはPDと比較し景気感応度が低くマクロ・市況値を説明変数とするモデルの構築は容易でない。そこでECLへの将来予測シナリオの反映はPDを用い、LGDは一定として扱うことも考えられる。

5. 信用損失の加重平均を求めるプロセス (PD 推計モデルの構築)

今回の公開草案では、予想信用損失 (ECL) を「信用損失を確率加重したもの」と定義している。また、「信用損失」については、「企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を現在価値に割り引いたもの」としている。ここで、「支払われるべき契約上のキャッシュ・フロー」は原則として融資実行時点で確定する一方、「受け取ると見込んでいるキャッシュ・フロー」は、信用損失が発生する確率、貨幣の時間価値、さらには経済状況等の影響を大きく受ける。そのため、ECL の算定においては、将来の経済状況を適切に織り込むことが重要となる。

例えば、IFRS9 を先行導入したシンガポールでは、景況と相関の強いデフォルト確率 (PD) に対し複数の経済予測シナリオを確率加重して反映させることにより、予想信用損失額を決定している例がみられた。

本節では、2005 年から 2024 年までの国内総生産 (GDP) 変化率および円ドル為替レートの変化率³と失業率を説明変数とし、全国地方銀行協会 (以下、地銀協) が公表する CRITS 実績デフォルト率の時系列データ⁴を目的変数として、経済指標からデフォルト率を推計する重回帰モデルを構築した⁵。構築したモデルの概要は以下のとおりである。

図表 7：構築 PD 推計モデル情報

概要				
回帰統計				
重相関 R	0.879537			
重決定 R2	0.773585			
補正 R2	0.731132			
標準誤差	0.004211			
観測数	20			

	係数	標準誤差	t	P-値
切片	-0.00391	0.004206	-0.92992	0.366232
GDP成長率	-0.01163	0.055336	-0.21012	0.836223
円ドル為替	-0.00725	0.013063	-0.55534	0.586343
失業率	0.747818	0.115462	6.476733	7.64E-06

※円ドル為替については前年同期からの変化率を使用

³ 前年 12 月末の為替レートと当年 12 月末の為替レートの変化率 (プラスが円安、マイナスが円高)

⁴ CRITS®実績デフォルト率 <https://www.chiginkyo.or.jp/data/crits/>

⁵ 推計の結果、説明変数は失業率以外の P-値が大きく、デフォルト率をおおむね失業率で説明できるモデルとなった。

ここでは簡易的に、図表 6 に示す「優良格付」から「要注意格付」までのデフォルト率と平均デフォルト率の比率に基づき、各格付別の乗数を求めた。本モデルの構築に使用した地銀協公表の時系列データにおける平均デフォルト率は 2.19%であったため、構築したモデルが推計するデフォルト率に対して図表 8 の格付ごとの乗数を乗じ、ECL 算定に用いるデフォルト率を算定することとした。

なお実務においては、各グループのデフォルト率と関係のある経済指標を用いて、デフォルト率を推計するモデルを構築する必要がある点に留意する。

図表 8：信用区分別 PD 乗数

区分	平均デフォルト率	乗数
全体平均	2.19%	1
優良格付	0.5%	0.250
中間格付	1.1%	0.500
要判定格付	2.6%	1.200
要注意格付	15.3%	7.000

次に将来予測シナリオについて説明する。ここでは将来予測シナリオは図表 9 のとおり「メイン」、「アップサイド」、「ダウンサイド」の 3 シナリオを策定した。また各々のシナリオの発生確率をメインが 60%、アップサイドが 15%、ダウンサイドが 25%とした。

図表 9：将来予測シナリオの反映

メインシナリオ	発生確率	GDP成長率	円ドル為替	失業率	推計PD
PD (12ヵ月)	60%	1.2%	1.0%	2.5%	1.46%
アップサイドシナリオ	発生確率	GDP成長率	円ドル為替	失業率	推計PD
PD (12ヵ月)	15%	1.5%	3.0%	2.0%	1.07%
ダウンサイドシナリオ	発生確率	GDP成長率	円ドル為替	失業率	推計PD
PD (12ヵ月)	25%	-2.0%	-10.0%	4.0%	2.70%
加重平均値 推計PD					1.71%

各シナリオで推計された PD に発生確率を乗じて足し合わせることで、ECL 算定用の加重平均 PD (将来予測シナリオを反映した推計 PD : 1.71%) が求められる⁶。この推計 PD の加重平均値に対して、先に述べた信用格付ごとの乗数を乗じた結果が図表 10 である。

⁶ 各予想シナリオにおいて LGD が一定である場合、シナリオ別の PD を確率加重して計算した ECL の値と、シナリオ別の ECL を確率加重した ECL の値は同一であることから、ここでは前者の手法で算出した。

図表 10：ECL 算定用信用区分別 PD の算出

区分	推計PD	乗数
加重平均値	1.71%	1
優良格付	0.4%	0.250
中間格付	0.9%	0.500
要判定格付	2.0%	1.200
要注意格付	12.0%	7.000

以上の手順により、ステージ1 債権に対する ECL の算定が可能となる。算定方法は前述のとおりである。

$$ECL_{1Y} = PD_{1Y} \times LGD_{1Y} \times EAD_{1Y} \quad \text{の実効金利による現在価値}$$

コーポレート向け融資の LGD は、先進的内部格付手法採用行においては自己資本比率規制に基づき自行データから推計した値を用いることが考えられる。他方、非採用行では独自に ECL 算定のために LGD 推計を行うか、(現時点では、内部データを用いて検証が必要となる可能性が高いが、) 金融庁が設定する LGD 推定値(無担保の場合は 40%)を適用すると考えられる。

6. ステージ1にある債権の ECL 算定

図表 5 で示した以下の債権について ECL を算定する。

決算年月日	2026年3月31日
融資額	10,000,000円
元利金返済方法	元金均等
金利条件	3% (固定)
融資手数料	100,000円
融資時債務者区分	優良格付
決算期債務者区分	中間格付
担保/保証	2,000,000円
決算期償却原価(簿価)	4,000,000円

当該債権については既に融資が実行されており、手数料は融資実行時に利益計上済みであると仮定する。また、保証提供先について、信用保証協会等、信用力が極めて高いと仮定する。このため、決算期における償却原価は、手数料の償却を考慮せず 400 万円(約定金利=実効金利)とした。なお、保証が 200 万円であることから、償却原価から保証を差し引いた

金額は 200 万円となる。従来の貸倒引当金の算定は、この保証考慮後の融資残高に対し実績の毀損率を乗じることで求まるが、今回の公開草案では ECL は以下に定義されている。

(注 5-2) 予想信用損失について⁷

予想信用損失とは、信用損失を確率加重したものをいう。信用損失とは、企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フローの不足額）を現在価値に割り引いたものをいう。

上記にある「企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フロー」とは、この事例で言うと以下の通りとなる。

図表 11

単位：万円

実績/予測 決算年月	実績期間 2026年3月	予想期間				合計額 (万円)
		2027年 3月	2028年 3月	2029年 3月	2030年 3月	
(A) 融資残高	400	300	200	100	0	
(B) 元金償還額		100	100	100	100	400
(C) 受取利息		12	9	6	3	30
(D) キャッシュ・フロー = (B) + (C)		112	109	106	103	430
(E) キャッシュ・フローの現在価値		108.74	102.74	97.01	91.51	400

上表の (E) から保証の 200 万円を差し引いた 200 万円が ECL の算定ベースの EAD となる。

ECL の算定に用いる 1 年 PD は図表 10 に示す中間格付の PD (0.9%) を用い、LGD は当局設定値である 40% とする。したがって、ECL は以下のとおり算定される。

$$\bullet \text{ ECL} = 200 \text{ 万円 (EAD)} \times 0.9\% \text{ (PD)} \times 40\% \text{ (LGD)} = 7,200 \text{ 円}$$

約定金利と実効金利が異なる場合には決算時のキャッシュ・フローの現在価値が貸出残高と異なり ECL の算定にはより複雑な対応が必要となる。当該内容については「9. 融資手数料の融資残高と償却原価への影響について」で説明する。

なお、要判定格付または要注意格付となった場合でも、反証によりステージ 1 と判定される場合には、本ステージ 1 と同様の方法で ECL を算出する。

7. ステージ 2 にある債権の ECL 算定

⁷ 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準 (案)」IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等 1. 債権 4 頁

次に、対象債権の信用リスクが「著しく増大している」と判断され、ステージ2に区分された場合のECLを算定する。算定対象債権は前節と同一であり、決算期の債務者区分が「中間格付」から「要判定格付」へ変更された点、ならびに反証が行われなかった点のみが異なる。

決算年月日	2026年3月31日
融資額	10,000,000円
元金返済方法	元金均等
金利条件	3%（固定）
融資手数料	100,000円
融資時債務者区分	優良格付
決算期債務者区分	要判定格付
担保/保証	2,000,000円
決算期償却原価（簿価）	4,000,000円

当該債権についてはステージ2となっている。よってECLの算定に当たっては予想存続期間⁸のキャッシュ・フローを見積もる必要がある。よって予想存続期間のEAD、PDおよびLGDのすべてについての情報が必要となる。

① 予想存続期間のEAD算定

当該債権は前節ステージ1の例と同じく2020年4月に実行された元金均等返済の貸出であることから2026年3月末の実効金利で割り引いた保証考慮前のEADは400万円となる（図表11参照）。これから保全額200万円を差し引いた200万円がECL算定ベースのEADとなる。

ここで留意しなければならないのはECLの算定に用いられるEADには、債権の獲得に有した手数料および受取予定の金利などを考慮する必要がある。

② 予想存続期間のPD算定

当該債権の予想存続期間は2030年3月までの4年となる。その期間のPDについては図表10で示した将来予測シナリオ加重平均後のPDに対し生存率法をもちいることで以下の通り作成できる。

⁸ 債権等の予想存続期間について信頼性をもって見積ることができない稀な場合には、予想存続期間に代わり、残存契約期間を用いる。

図表 12

	1年	2年	3年	4年	5年
優良格付	0.4%	0.40%	0.40%	0.40%	0.39%
中間格付	0.9%	0.89%	0.88%	0.88%	0.87%
要判定格付	2.0%	1.96%	1.92%	1.88%	1.85%
要注意格付	12.0%	10.56%	9.44%	8.55%	7.82%
要管理以下	100.0%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

③ 予想存続期間の LGD 算定

公開草案で示された会計基準に準拠するためには、LGD についても、景気連動性があるとい考えられる場合は、PD と同様に、複数の将来予測シナリオに基づく推計値を発生確率で加重平均したうえで算定する必要がある。

LGD モデルの構築方法は、本稿第 5 節「信用損失の加重平均を求めるプロセス (PD 推計モデルの構築)」で示した手法と基本的に同様であるため、ここでは説明を割愛する。

予想存続期間における加重平均後の LGD については、本稿では全期間 40%とし、ECL 算定に用いる。

④ ECL の算定

これで必要な情報が揃い ECL の算定が可能となる。最終的に割り引く実効金利の率については、従前の融資手数料は既に利益計上済との仮定で約定金利である 3%を用いる。ここで確認のため、ステージ 2 の ECL の算式を以下に再掲する

ステージ	ECL 計算式
2	$ECL_{LT} = \sum_{t=1}^{LT} PD_t \times LGD_t \times EAD_t$ の実効金利による現在価値

当該債権について、上記式を用いて算出したステージ 2 の ECL は 2.34 万円となった。

図表 13

単位：万円

実績/予測 決算年月	実績期間	予想期間				合計額 (万円)
	2026年3 月	2027年 3月	2028年 3月	2029年 3月	2030年 3月	
(A) 融資残高	400	300	200	100	0	
(B) 元金償還額		100	100	100	100	400
(C) 受取利息		12	9	6	3	30
(D) キャッシュ・フロー = (B) + (C)		112	109	106	103	430
(E) キャッシュ・フローの現在価値		108.74	102.74	97.01	91.51	400
(F) 保証・保全	200					
(G) EAD (保全控除後)		200	100	0	0	
PD (t)		1.96%	1.92%	1.88%	1.85%	
LGD (t)		40%	40%	40%	40%	
ECL		1.57	0.77	0.00	0.00	2.34

算定にあたり、累積 PD を用いて簡便的に一括算定することも可能である。複数回発生する元利返済のキャッシュフローを、複数回の満期一括の債権に分解することで、簡易な計算が可能となる。しかし、変動金利の債務者や将来予測シナリオが予測年度ごとにばらつく場合、償還方法が元金均等・元利均等で EAD が年ごとに変動する場合には、計算式が複雑となる。このため本稿では、予想存続期間の年度ごとに ECL を算定し、割引後に最終的に合算する手法を採用した。

8. ステージ 3 にある債権の ECL 算定

ステージ 3 における ECL の算定ルールは、「償却原価－将来キャッシュ・フローを実効金利で割り引いた現在価値」というシンプルなものとなっている。償却原価は原則として簿価と一致し、実効金利も他のステージの算出方法と同様であることから、ステージ 3 の ECL 算定における主な論点は、将来のキャッシュ・フローをどのように見積もるかにある。

基本的に、保全や保証について回収の確実性が見込める場合には、EAD 算定時にその分を控除することができる。そこで本稿では、将来キャッシュ・フローを保証の 200 万円と、1-LGD (または金融等告示 第二百十六条第六項に定める 1-EL default) による回収額のみと仮定し、ECL を算定した。

割引前 ECL

$$80.0 \text{ 万円} = \text{【} 400 \text{ 万円 (償却原価) - } 200 \text{ 万円 (保証) \text{】} \times 40\% \text{ (LGD)}$$

9. 融資手数料の融資残高と償却原価への影響について

今回の会計基準改定のポイントの一つは、貸倒引当金 (ECL) の算定にあたり、償却原価お

よび実効金利の算定において、金融資産の獲得に要した手数料についても考慮する必要が生じた点にある。

会計基準変更の際し、過去に獲得・保有している金融資産について、既に収益計上された手数料に関する遡及等は求められていない⁹。一方で、新たに獲得する金融資産については、ECL算定に実効金利を用いる必要があることから、債権の獲得に要した手数料収入も考慮しなければならない。

そこで本稿では、これまで用いた事例を「これから実行される融資」と想定し、実効金利の算定に手数料を織り込んだ場合のケースを示す。なお単純化のため、従来事例で用いた融資期間を10年から5年へ変更し、融資実行時期も先日付である2026年4月へ変更した。この債権が元金一括返済である場合に、ECL算定に必要な償却原価、実効金利、手数料償却額等は以下のとおりである。

図表 14：元金一括返済

単位：万円

実績/予測 決算年月	実績期間	予想期間				
	2026年 4月	2027年3月	2028年3月	2029年3月	2030年3月	2031年3月
【A】 融資残高 (EAD) ※元金支払い後	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0
【B】 CF (手数料)	10					
【C】 CF (元金償還額)		0	0	0	0	1,000
【D】 CF (受取利息額)		30	30	30	30	30
【E】 合計CF (【B】 + 【C】 + 【D】)	10	30	30	30	30	1,030
【F】 約定金利		3.00%	3.00%	3.00%	3.00%	3.00%
【G】 実効金利 (IRR)		3.22%	3.22%	3.22%	3.22%	3.22%
【H】 合計CF現在価値 (PV【E】)	10	29.06	28.16	27.28	26.43	879.07
【I】 実効金利利息計上額 (前期【K】 × 【G】)		31.88	31.94	32.00	32.06	32.13
【J】 手数料償却額【I】 - 【D】)		1.88	1.94	2.00	2.06	2.13
【K】 償却原価 (前期【K】 - 【C】 + 【J】)	990.00	991.88	993.81	995.81	997.87	0.0

※最終年（2031年3月）のEADと償却原価が0となっているのは直前に債務の償還が終了したため

上記は元金一括返済の場合の計算例であるが、実際には元金均等や元利均等など様々な返済パターンも考えらる。債権別の返済パターンに応じたECL算定が求められる。

ECLの算定については前節と同様に算定対象期にステージ1または2は【K】の償却原価 (=EAD) に該当するステージ別の期間に応じた加重平均後の将来予測シナリオに基づくPD、LGDを乗じて算出される。ステージ3に該当する債権は単に償却原価から将来キャッシュ・フローを控除することで算出される。

⁹ 金融商品に関する会計基準（案）28頁「2.経過措置 120-5.」
https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/ecl20251029_02.pdf

10. さいごに

本稿では、簡便的にはあるが ECL についてステージ別のルールにもとづき算出した。ECL に基づく債権の貸倒引当金額はステージが 1 から 3 に上がるにつれ金額が増えステージ毎に大きな差が出る結果となった。以下に各ステージで試算した ECL の結果を再度掲載する。

図表 15：ステージ別 ECL

ステージ	信用格付		ECL(円)
	融資実行時	決算時	
1	優良格付	中間格付	6,984
2	優良格付	要判定格付	22,897
3	優良格付	要管理格付	776,000

今後は会計基準改定により、銀行の債務者区分は従来以上に大きな意味を持つこととなり、その重要性が一段と増す。これまで多くの銀行では、債務者区分の判定にあたり、リスクの大小のみならず、債務者に関する情報量や重要性等の事情から、便宜的に正常先最下位や要注意先へ振り分けられていた債務者も少なからず存在する。しかし新たな会計基準が導入されれば、それらの区分は反証できる可能性があるとはいえ、「要判定」や「その他要注意」に区分されることとなり、ECL 算定に用いる対象期間が変化する。その結果、銀行の貸倒引当金額に大きな影響を与えることになる。

また、会計基準対応にあたっては、データ整備やパラメータ推計等、多くの作業が新たに発生する。例えば、ECL 算定に用いる PD・LGD 推計モデルを構築するにあたり、リスク特性が類似する適切なグルーピングを行うためのデータが十分にあり整備されているか、将来予測シナリオをどのように策定するか、その発生確率をどのように求めるかといった論点が挙げられる。さらに、手数料収入と債権の紐づけ、融資実行時点における債権の信用リスク情報をどのように収集・蓄積するかなども重要な検討事項となる。

仮に本会計基準の改定が 2031 年 3 月期から適用される場合、銀行は当該決算期の期首にあたる 2030 年 4 月までに、ECL 算定体制の構築および期首残高の算定を行う必要があると考えられる。また、各銀行は自らの会計監査人と ECL 算定方法について協議を行い、新たな会計基準が求める水準を満たしているかについて合意を得る必要がある。

さらに、新基準に基づき求められる貸倒引当金の水準が、実際に発生する貸倒額と整合的なものとなるかは必ずしも明らかではない。EAD×PD×LGD はバーゼル規制上の期待損失 (EL) 算定で用いられる考え方であるが、多くの銀行において EL と貸倒引当金の乖離が確認されている。新基準の適用までには約 4 年程度の準備期間があるものの、それが対応に十分な期間であるかどうかは、銀行によって状況が異なると考えられる。

以上を踏まえると、新基準適用に向けて銀行が対応すべき主な論点は以下のとおりであ

る。

- **体制整備・期首残高算定**

適用初年度が2031年3月期となった場合には、期首当該決算の期首となる2030年4月までにECL算定体制を構築し、期首残高を算定する必要がある。

- **監査人との合意形成**

ECL算定体制・方法が会計基準の求める水準を満たしているかについて、会計監査人との協議を行い、適用開始までに合意を得ることが不可欠である。

- **引当水準の妥当性(実績との整合性)**

新基準により算定される貸倒引当金の水準が、実際の貸倒発生額と整合的となるかは不透明であり、PDやLGDデータなどの検証と継続的な調整が必要となる。

- **準備期間の十分性**

適用まで4年ほど対応期間があるものの、データ整備・モデル構築・業務実装等の負荷を踏まえると、十分性は銀行ごとに異なる可能性がある。

リーマンショック以降、銀行のリスク管理においては、ストレステストの高度化やリスクアパタイト・フレームワークの導入が進み、よりフォワードルッキングな枠組みへと発展してきた。会計基準においても、今回IFRS9をベースとするECLモデルが導入されることで、同様にフォワードルッキングな性格が強まることになる。

今後は、リスク管理にとどまらず、銀行の財務情報開示の観点からも、将来の景況予測を織り込んだ定量モデルの整備と、それを継続的に運用可能とする態勢構築が不可欠となる。とりわけ、景気後退局面における引当の急増が信用供給を抑制し、プロシクリカリティを増幅させるリスクも踏まえれば、銀行経営の高度化には平時からのECL関連データ整備とモデル高度化が一層重要となる。

以上